

ユナイテッドワールド証券取引約款

第1条（約款の趣旨）

この約款は、有価証券の保護預り取引、外国証券取引、およびそれらを組み合わせた取引（以下「証券取引」といいます。）について、お客様とユナイテッドワールド証券株式会社（以下「当社」といいます。）との間の権利義務関係を明確にすることを目的とするものです。

第2条（証券取引の利用）

お客様は、この約款に基づいて、次の各号に掲げる取引をご利用いただけます。

- ① 保護預かり約款に定める有価証券の保護預り取引
- ② 外国証券の取引
- ③ その他の有価証券取引

2. 前項各号の各取引については、この約款の定めによるほか、当社の当該各取引の約款などにより取扱います。

第3条（口座開設基準）

当社は、下記の基準を満たしたお客様に限り、前条各号に掲げる取引をご利用いただけます。

- ① 日本国内に居住していること。
- ② 満20歳以上80歳未満であること
- ③ インターネット利用環境が整っていること。
- ④ 当社の「電子交付サービス」をご利用いただけること。
- ⑤ 緊急時に連絡がとれる電話番号、メールアドレスをご登録いただけること。
- ⑥ お客様の情報を正確にご登録いただけること。
- ⑦ 反社会的勢力に属するものでない旨をご確認いただけること。
- ⑧ その他当社が定める基準を満たしていること。

上記は当社の口座開設基準です。お申込受付後、口座開設の可否について審査を行います。その結果、口座の開設をお断りさせていただく場合がございますが、その理由等の開示はいたしません。

第4条（分別管理等）

当社は、お客様から有価証券の売買等に必要な金銭及び有価証券をお預かりし、法令に従って当社の固有財産と分別して保管します。また、券面が発行されない有価証券について、法令に従って当社の固有財産と分別して記帳及び振替を行います。

第4条の2（分別金の対象通貨等）

当社は、金融商品取引法第43条の2第2項に規定する分別金について、原則として円貨で国内の信託銀行に信託をいたします。ただし、当社が取り扱う外国証券取引のうち香港上場株式等の取引を行うためにお客さまより香港ドルで預託された金銭については、香港ドルにて国内の信託銀行に信託をいたします。

当社は法令その他諸規則に従ってお客さまからお預かりした金銭を分別して保管しておりますが、当社が経営破綻等により金融商品取引法に定める通知金融商品取引業者に該当することとなった場合は、法令その他の諸規則に従い、日本投資者保護基金の定めた方法により返還いたします。

ただし、香港ドルで預託された金銭につきましては、当社の責任において、日本投資者保護基金の定めた日（日本投資者保護基金が金融商品取引法第79条の55第1項の規定による公告を行う場合は当該公告日、金融商品取引法第79条の55第1項の規定による公告を行わない場合は金融商品取引法第79条の54の規定による認定を行う日の翌営業日）ただし、金融商品取引法第79条の55第1項の規定による公告を行わない場合における金融商品取引法第79条の54の規定による認定を行う日が複数回ある場合、もしくは金融商品取引法第79条の54の規定に基づき顧客資産の返還に係る債務の円滑な履行が困難ではない旨の認定を行った後に金融商品取引法第79条の55第1項の規定による公告を行う場合は、最初の認定日の翌営業日とする）の為替レートにより香港ドルを円転したうえで、円貨で信託している他の分別金と併せて返還いたします。

第5条（申込方法等）

お客様は、所定の申込書に必要事項を記載のうえ署名、捺印（届出印によります。）しこれを当社に提出すること、または申込書に代えて当社の電子情報処理組織に必要事項を入力し届出ることによって、証券取引を申込みものとし、当社が承諾した場合に限り証券取引を開始することが出来ます。ただし当社の口座開設基準に照らし、基準を満たしていない場合には、お客様にその理由を開示することなくお断りすることができるものとします。

2. お客様が証券取引の申込をされる場合には、次の各号に掲げる申込を同時にさせていただきます。

- ① 振込先指定方式の利用
- ② インターネット取引申込
- ③ 保護預り口座の開設申込
- ④ 外国証券取引口座の開設申込
- ⑤ その他口座開設申込書上部に記載している申込、申請、確認同意事項

第6条（金銭の受払の方法）

お客様と当社との金銭の受け払いは次に掲げる取扱い、または当社が特に指定する他の方式となります。

- ① お客様が当社に支払うこととなった金銭は、お客様の銀行預金口座等より当社指定預金口座等へ払込む方式
- ② 当社がお客様に支払うこととなった金銭は、お客様があらかじめ指定する銀行預金口座等へ振込む方式（以下「振込先指定方式」といいます。）

第7条（振込先指定方式）

振込先指定方式とは、お客様の当社におけるすべての有価証券等の取引により当社がお客様に支払うこととなった金銭をお客様があらかじめ指定する銀行預金口座等に振込む方式をいいます。

2. 振込先指定方式のお取扱いは、別に定める振込先指定方式取扱規定により取扱います。

第8条（顧客預り金からのご出金の取扱い）

顧客預り金からのご出金の取扱いは、お客様が商品毎に定められた時間までにお申し込になった場合、3営業日までに振込先指定方式によってお支払いします。

第9条（届出事項）

お客様は証券取引開始時に、第3条の申込書に記載・捺印し又は申込書に代えて当社の電子情報処理組織に入力し、お客様の住所又は所在地、氏名又は名称、個人の場合における生年月日、法人の場合における代表者の氏名及び印鑑等を当社に届け出るものとします。ただし、申込書に代えて当社の電子情報処理組織に入力し届け出る場合に限り、印鑑の届け出を要しないものとします。

第10条（口座管理料）

当社は、この約款に定める諸手続費用として当社の定めるところにより、口座管理料を請求することがあります。

第11条（解 約）

次に掲げる事項に該当したときは、この契約は解約されます。

- ① お客様が当社に解約を申し出たとき
- ② 第3条の条件を満たさなくなった場合において当社が解約を申し出たとき
- ③ お客様が証券取引の利用に係る申込書等の記載事項について虚偽の届出をおこなったことが判明したとき
- ④ お客様が本規定のいずれかの事項に違反したときおよび所定の期日までに必要な料金等をお支払いいただけないとき

- ⑤ 第 13 条に定めるこの約款の変更にお客様が同意しないとき
- ⑥ お客様が国内非居住者となり、居住者に復帰する見込みがなくなったとき
- ⑦ お客様が当社の定める範囲内及び期間内に本サービスを利用されないとき
- ⑧ 当社が取り扱う商品について当社事業の事業譲渡が行われたとき
- ⑨ 当社の判断により、当社の全てのお客様に対し総合取引のサービスの提供を終了したとき
- ⑩ その他やむを得ない理由により、当社が解約を申し出たとき

第 12 条（免責事項）

当社は、次に掲げる損害について、その責は負いません。

- ① 当社所定の申込書等に押捺された印影とお届出の印鑑とを相当の注意を持って照合し相違ないものと認め、または当社が本人確認書類の提出を受けご本人様からの申出であることを確認し、お預かりした有価証券または金銭を返還したことによる損害
- ② 当社が、振込先指定方式の利用により金銭を指定預金口座へ振込んだ後に発生した損害
- ③ 所定の手続により返還の申し出がなかったため、または印影がお届出の印鑑と相違するため、若しくは申し出の際に提出された本人確認書類の記載事項と当社届出事項が相違することによりお客様ご本人様からの申出であると認められなかったためにお預りした有価証券または金銭を返還しなかったことによって生じた損害
- ④ お預り当初から、有価証券について瑕疵またはその原因となる事実があったことにより生じた損害
- ⑤ 天災地変その他不可抗力により、この約款に基づく有価証券の買付け、または有価証券もしくは金銭の返還が遅延したことにより生じた損害

第 13 条（届出事項の変更）

改名、転居または届出印の変更など届出事項に変更があったときは、お客様は所定の手続きによって遅滞なく当社にお届出下さい。

2. 前項のお届出があったときは、当社はお客様より戸籍抄本・印鑑証明書、その他必要と認める書類等を提出していただくことがあります。

第 14 条（口座廃止の取扱い）

当社は、お客様のお取引およびお預り残高がなくなった後、一定期間をおいて口座を廃止処理させていただくことがあります。

第 15 条（この約款の変更）

この約款は、法令の変更もしくは監督官庁の指示または命令、もしくは日本証券業協会
が定める諸規則の変更等により、その必要を生じたときは改訂されることがあります。

(平成 19 年 9 月)

(平成 23 年 1 月)

(平成 23 年 8 月)